

かすみがうら市地域公共交通計画策定について

1. 計画の目的と位置づけ

(1) 目的

かすみがうら市では平成27年度に、持続可能な地域公共交通網の形成に向けたマスタープランとなる「かすみがうら市地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）」を策定した。網形成計画の計画期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間であり、令和2年度に計画の更新をすることとしている。

また、平成29年度には、網形成計画に位置付けられている公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う事業に関する具体的な計画内容を示す「かすみがうら市地域公共交通再編実施計画（以下、再編実施計画）」を策定した。再編実施計画の計画期間は平成29年度から平成32年度までの4年間である。

さらに、令和元年10月から「千代田神立ラインの新設」および「タクシー利用料金助成事業」が開始され、本市の公共交通を取り巻く状況が変化している。

こうした状況を踏まえ、公共交通機関の連携・役割分担のもと、利便性が高く、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供の確保を目的とする「かすみがうら市地域公共交通計画（仮称）」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年6月3日に公布され（公布から6ヶ月以内施行）、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の策定が努力義務化されることとなった。

かすみがうら市地域公共交通計画は、「第2次総合計画」と「第2期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として位置づけ、都市計画分野における「都市計画マスタープラン」（令和2年度改定予定）および「立地適正化計画」（令和2年度策定予定）、福祉分野における「地域福祉計画（第3期）」と整合の取れたものとして策定する。

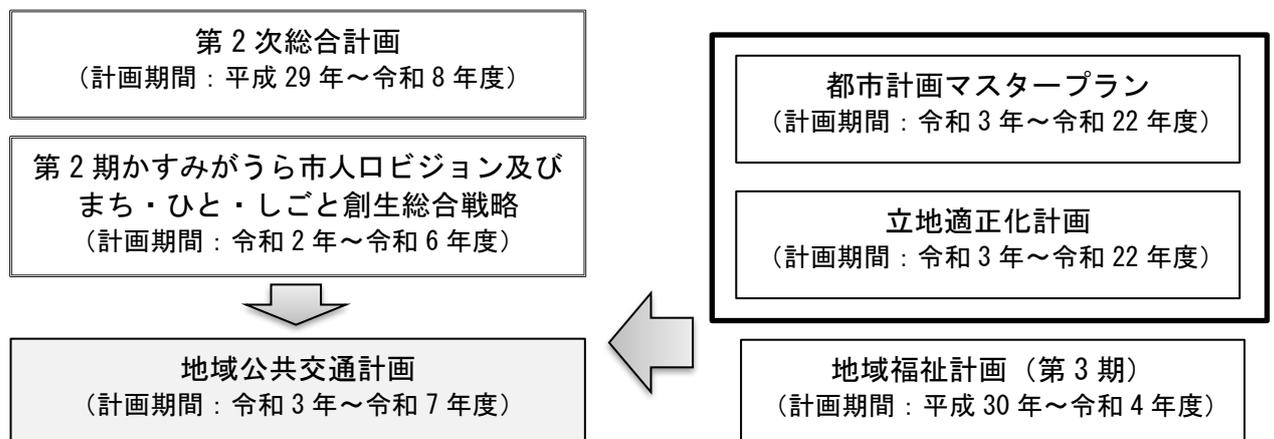


図 0-1 かすみがうら市地域公共交通計画の位置づけ

(3) 計画の概要

① 計画の区域

かすみがうら市内全域

② 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画の期間とする。

2. 基本方針

本計画は以下の視点を踏まえて作成する。

(1) 公共交通の基本計画としての地域公共交通計画の策定

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の改正が令和2年6月3日に交付され、公布から6ヶ月以内に施行される。この改正により、地域公共交通網形成計画は廃止され、地域公共交通計画が新設された。

国は地域公共交通計画の策定・内容について以下の事項を公表しており、これらの事項に対応した内容が必要である。

- ・公共交通の基本計画という位置づけ
- ・まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成
- ・鉄道、バス、タクシーなど、多様な公共交通のベストミックスの検討
- ・地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）活用
- ・新技術の活用（自動運転、QRコード決済等）、MaaSの取り組み
- ・定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の明確化
- ・そのためにデータに基づく分析と市民意向の反映

(2) まちづくりと統合した公共交通体系の検討

現在作成中の「都市計画マスタープラン」と、その高度化版としての「立地適正化計画」と整合の取れた公共交通体系を検討する必要がある。

立地適正化計画（素案）では、人口減少による生活サービス施設等の撤退を抑制するため、市街地においては一定の人口密度と都市機能を維持することが必要であり、さらに、市街地と郊外を結ぶ市内のネットワークの形成により、市全体の活力と利便性の向上につながることであり、これを支える公共交通体系を検討する。

【まちづくりの方針（立地適正化計画における実現化方針）】

持続可能な都市の実現に向けた“拠点発展型”の都市構造の構築

⇒JR神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と周辺地域との連携・波及効果により、安心して住み続けることができる都市を目指す

≪“拠点発展型”の都市構造の構築イメージ≫



出典）立地適正化計画（素案）令和2年6月

図 0-1 まちづくりの方針

(3) これまでの公共交通施策の実施状況の反映

網形成計画と再編実施計画のもと、これまで実施してきた以下の公共交通施策の実施状況を整理・評価し、今後の目指すべき公共交通体系に沿った公共交通施策を検討する。

表 0-1 網形成計画における目標と施策

目標	数値目標	施策
目標 1：中心市街地へのアクセス向上	中心市街地へアクセスできる公共交通の新規導入 <u>1 路線以上</u>	① JR 神立駅アクセス路線の新設
		② JR 神立駅から土浦協同病院へのアクセス路線の推進
目標 2：郊外の移動手段の確保	郊外居住者の外出機会の向上 <u>再編前の水準を維持または増加</u>	③ デマンド型乗合タクシーの再編
目標 3：広域連携の推進	霞ヶ浦広域バスの利用者数 20% 以上増加 (平成 26 年度実績比)	④ 霞ヶ浦広域バスの拡充
目標 4：多様な交通機関相互の連携・強化	既存公共交通と新規導入路線の結節点の形成 <u>2 箇所以上</u>	⑤ 交通結節機能向上と地域公共交通との連携
		⑥ 路線バスの維持・拡充
		⑦ 福祉タクシー助成制度の充実
		⑧ バリアフリー化の推進
目標 5：公共交通を支える体制づくり	モビリティマネジメントの実施 <u>計画期間内に 2 回以上実施</u>	⑨ モビリティ・マネジメントの継続的实施
		⑩ 情報提供の充実

表 0-2 再編実施計画における実施事業

項目	事業開始予定年月	事業終了予定年月
路線バス		
千代田神立ラインの新設	令和元年 10 月	令和 3 年 3 月
JR 神立駅から土浦協同病院へのアクセス確保	令和元年 10 月	令和 3 年 3 月
霞ヶ浦広域バスのサービス拡充	平成 30 年 10 月	令和 3 年 3 月
タクシー利用助成事業の実施	令和元年 10 月	令和 3 年 3 月
要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業の見直し	平成 31 年 4 月	令和 3 年 3 月
デマンド型乗合タクシーの廃止	—	令和 3 年 3 月
交通結節機能向上と地域公共交通との連携	令和元年 10 月	令和 3 年 3 月

(4) 市民の移動実態と移動ニーズに即した検討

高齢者や子育て世代、障害者、若年層など利用者の特性と移動実態、移動ニーズ、公共交通利用における課題等を把握し、適合する公共交通体系と公共交通施策を検討するために、市民アンケートを実施する。

(5) 定量化した具体的な目標値の設定

公共交通体系構築の視点から将来像（目指すべき姿）と基本方針を設定し、それに基づく定量的な目標を設定する。数値目標の設定においては、毎年度のモニタリングの実施を前提に評価可能な指標を設定する。

公共交通課題、将来像、基本方針、目標・数値目標、交通施策は、項目ごとに関連性を明確にし、施策実施後にその成果を遡って検証できるような工夫が必要である。公共交通施策の検討を行い、その期待される効果を検証し、数値目標にフィードバックし、パッケージとして設定する。

(6) 地域公共交通実施計画の検討

重点プロジェクトとして位置付ける事業を含む計画とする。事業実施前後の事業効果と全体事業費のバランスを鑑み、事業内容を検証する

①事業内容

事業の具体的な事業内容、実施区域、実施主体、実施期間等について検討する。

②重点プロジェクト

- ・霞ヶ浦広域バス
- ・千代田神立ライン
- ・デマンド型乗合タクシー
- ・タクシー利用助成券
- ・その他、福祉有償運送を含む自家用有償旅客運送等運行の活用の検証
- ・オンライン予約やキャッシュレス決済等、交通の ICT 化等の検討

(7) 推進方策の検討

市民、企業、交通事業者と連携し、さらに国、県、近隣市と調整を図りながら公共交通施策を円滑に推進するための体制や進行管理の方法等を検討する。

地域公共交通計画の構成

本計画のその他の項目は以下のとおり。

3. 市民ニーズ
 - 3.1 市民アンケート
 - 3.2 バス利用者アンケート
4. 公共交通の役割と課題整理
 - 4.1 本市における公共交通の役割
 - 4.2 公共交通の課題整理
5. 基本方針及び計画目標
 - 5.1 目指すべき将来像
 - 5.2 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性
 - 5.3 計画目標
6. 公共交通施策
 - 6.1 施策体系
 - 6.2 公共交通施策
7. 地域公共交通再編事業
 - 7.1 事業内容
 - 7.2 事業費・調達方法等
 - 7.3 事業効果
8. 推進方策
 - 8.1 推進体制
 - 8.2 計画の達成状況の評価方法
 - 8.3 計画のスケジュール